

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市立体育館）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理期間を 5 年とした理由は何か」との質疑に対し、当局より、「横手市指定管理者制度に関する運用指針において、期間は原則 5 年としており、それに基づいたものである。次回更新の際には、この期間が適当であるかも含め検討したいと考えている」との答弁がありました。

また、「指定管理者を選定するにあたり、決め手となったものは何か」との質疑に対し、当局より、「選定委員会においては、事業費の詳細が明確で、提案内容が具体的であり実効性が見込める点、財務状況も健全であり、考え方が市と同じ方向である点についての評価が高かった。なお、事業者はスポーツ教室や年代に合わせたスポーツイベントの開催を得意としているほか、プロチームや大規模な大会主催者との実績を有していることも際立っていたと感じている」との答弁がありました。

また、「市直営で事業を行う場合と比較し、どのようなメリットがあるか」との質疑に対し、当局より、「人件費のほか、今回の指定管理者は、事業運営が得意な事業者と施設の維持管理が得意な事業者の共同事業体となっており、事業運営と施設維持管理を分けることなく行えることがメリットであると感じている」との答弁がありました。

このほか、「災害時の対応」、「収支計画書における利用料収入の積算」、「指定管理業務における市側のチェック体制」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。